

(三人の証人・証言)

- 申命記 19.15 どんな咎でも、どんな罪でも、すべて人が犯した罪は、ひとりの証人によっては立証されない。ふたりの証人の証言、または三人の証人の証言によって、そのことは立証されなければならない。
- 19.16 もし、ある人に不正な証言をするために悪意のある証人が立ったときには、
- 19.17 相争うこの二組の者は、主の前に、その時の祭司たちとさばきつかさたちの前に立たなければならない。
- 19.18 さばきつかさたちはよく調べたうえで、その証人が偽りの証人であり、自分の同胞に対して偽りの証言をしていたのであれば、
- 19.19 あなたがたは、彼がその同胞にしようたくらんでいたとおりに、彼になし、あなたがたのうちから悪を除き去りなさい。
- 19.20 ほかの人々も聞いて恐れ、このような悪を、あなたがたのうちで再び行わないであらう。
- 19.21 あわれみをかけてはならない。いのちにはいのち、目には目、歯には歯、手には手、足には足。

(ハムラビ法典)

「同害報復」 Lex Talionis

Q:なぜ、「ハムラビ法典＝目には目を、歯には歯を」という誤解を持たれているのでしょうか？

A:1915年の英文の紹介によると、聖書ヘブル記の有名な「目には目を」という法が、そのはるか以前のハムラビ法典の中にも存在していた、という点が強調されています。(ヘブル記では「ひとつの目にはひとつの目を」で同害復讐が明確ですが、ハムラビ法典では、完全自由人が同格の完全自由人の目を潰した場合は、対価は目だが、奴隷の場合は対価は有価物である、とう趣旨の中の条文のひとつです) おそらく、キリスト教圏では、ヘブル記の前提常識があつて、「それより以前のハムラビ法典にも同等の記載があつた」、という意味合いの紹介の切り口のひとつだと思われます。ヘブル記の前提常識のない多くの日本人は、その紹介の部分だけが印象に残って、「ハムラビ法典＝目には目を」と誤解されているのではないのでしょうか。一方、バビロニアでの文明が旧約聖書へ繋がり、今日の文明の基礎となっているという論争は、1900年代に盛んだったそうです。

- 195 もし子が彼の父を打った時は、彼の手を切り取る。
- 196 もし人が人の息の眼を潰した時は彼の眼を潰す。 *これが「目には目」か。
- 197 もし人の息の骨を折った時は彼の骨を折る。
- 198 もし賤民の眼を潰し、または賤民の骨を折った時は、銀1マヌーを支払う。 *「賤民」と「奴隷」
- 199 もし奴隷の眼を潰し、あるいは人の奴隷の骨を折った時は、その価格の半額を支払う。
- 200 もし人が彼と同格の人の歯を落とした時は彼の歯を落とす。
- 201 もし賤民の歯を落とした時は、銀1/3マヌーを支払う。
- 202 もし人が彼とよりも豪い人の頬を打った時は、民会に於いて牛鞭にて1シュシム度(60回)打たれる。
- 203 もし人の息が彼と同格の人の息の頬を打った場合は銀1マヌーを支払う。
- 204 もし賤民が賤民の頬を打った場合は銀10シクルを支払う。
- 205 もし人の奴隷が人の息の頬を打った時は彼の耳を切り取る。

(十二表法)

十二表法の第8表は、犯罪による刑法の項目で「目に目を歯には歯を」の意味と同じ文があります。BC451成立他人に対して重度な怪我を負わせ、被害者と和解していない場合は、加害者に対する同等の復讐が許される。

(うそも方便)

「嘘も方便」とは、「嘘をつくことは悪いことではあるが、時と場合によっては嘘が必要なときもあるという。」という意味で使われます。

そのため「嘘も方便」とは、自分の嘘を肯定する使い方は、厳密には間違っているのです。

嘘をつくことはいけないですが、子供たちを助けるためには嘘も必要であったというたとえ話です。

原始仏典「クッダカニカーヤ」の「長老尼の譬喩(ひゆ)」に「キサゴータミーの譬喩(ひゆ)」という逸話があります。

母親のキサゴータミーはまだ歩き始めたばかりの幼い息子を亡くしました。

息子が亡くなった現実を受け止められずに、キサゴータミーは亡くなった息子を抱えたまま、「息子を生き返らせる薬をください」と村中を彷徨います。

その中でキサゴータミーは釈迦に出会い、釈迦にも同じく「息子を生き返らせる薬をください」と願います。

すると釈迦は「一人も死人を出したことのない家からケシの実をもらって来なさい」とキサゴータミーに伝えました。

ケシの実で息子を生き返らせる薬を作ってもらえるのだと思い、キサゴータミーは必死に村中の家を訪ねました。

ケシの実が見つかってそこは死人が出た家ばかりで、キサゴータミーはやがて死人を出したことのない家はないことに気付きました。

ようやくキサゴータミーは生きる上で死は避けられないものだと思悟り、釈迦に弟子入りをしたとされています。

引用元:浄土真宗本願寺派 総合研究所

日本キリスト教会大信仰問答)

47 問 第九戒は何といひますか。

答 「あなたは隣人について、偽証してはならない」。出 20:16、申 5:20。103

48 問 第九戒において、神は何を命じておられますか。

答 法廷における偽証をはじめ、偽言 1)、誹謗 2)、陰口 3)、嘘言等をもって、隣人をそこなういっさいの言葉の罪、さらには、いまだ舌にのぼらぬ隣人に対する悪意、中傷の念を抱いてはならない、と命じておられます。箴 19:5、21:28、24:28、マタ 7:1 ~ 2、エペ 4:25、I ペテ 3:10 ~ 11。1) 箴 6:16 ~ 17、イザ 59:13。2) マタ 15:19、マル 7:22、I テモ 6:4、テト 3:2。3) 箴 25:23、ロマ 1:29、II コリ 12:20。

49 問 神が、そのように命じたもう根拠は何ですか。

答 内に悪意がひそむ時には、必ず悪しき言葉となってあらわれます。それゆえ、まず隣人に対する内なる悪意をなくさねばなりません。偽証することは、真実よりも利害を愛し、神の真実よりも人間の欲望を尊ぶところから生まれます。私たちがいつわりの言葉をもってそこなうことは、とりもなおさず、神の真実を無視し、これを踏みじることであることを知らねばなりません。出 23:1 ~ 3、詩 31:5 ~ 6、マタ 26:59 ~ 61、ロマ 3:3 ~ 4、I コリ 1:9、II コリ 1:18。

50 問 よい目的のために、または、やむをえないときには、うそも許されるでしょうか。

答 神は真実でいましたまいますから、真実以外のものをもって仕えられることを喜びたまいません 1)。私たちの舌は、ただ真実だけを告げるためのものです。この第九戒はこれまでの戒めが行いに課せられたのに対し、言葉に課せられるのです 2)。104 イザ 28:15 ~ 17、ロマ 3:5 ~ 8。1) 詩 101:7、イザ 59:13 ~ 19。2) ヤコ 3:2 ~ 18。

51 問 神は、ただ偽証を立ててはならない、とされているのですか。

答 いいえ。真実であられる神を愛する愛に基づいて、隣人を愛し、つねに真実をもってこれに接し、正しい証しを立て、また、善意をもって、名誉を隣人に帰するようにし、こうして、いつわりに満ちた世界に神の真実を貫き立てるために、あらゆる努力をばらうように求めておられます。ゼカ 8:16 ~ 17、ルカ 10:25 ~ 37、エペ 4:14 ~ 15、I ペテ 4:8 ~ 11、I ヨハ 4:11 ~ 12。5